

第3号様式（第7条関係）

設計図書等に関する回答書

令和5年9月12日

二本松市長 三保 恵一  
(公印省略)

下記のとおり回答いたします。

記

1 工事（業務）番号 5土木第44号

2 工事（業務）名 防災・安全交付金事業硫黄田・岩倉線舗装補修工事

3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項
<p>① 路上路盤再生工において、『養生工無し』となっておりますが、養生工を計上しない場合は『締固め後、直ちに舗装を行う場合』(福島県土木部土木工事標準積算基準IV-3-⑤-2参照)となっています。今回工事はこれに該当するのでしょうか。通常は締固め後、一時的に交通開放を行っているので『養生工有り』ではないでしょうか(変更にて対応するのでしょうか)。なお、表層工にて瀝青散布材・砂養生の費用が含まれているため路上路盤再生工では『養生工無し』と市当局で解釈されているようですが、「表層工で瀝青散布材・砂養生が計上されれば、路上路盤再生工では養生工を計上しない」旨の記述が土木工事標準積算基準にあればご教示下さい。</p> <p>② 総括情報表では施工地域補正が『補正なし』となっております。特記仕様書では、現道は片側交互通行により施工となっているので、施工地域補正是『(土木)一般交通影響有り2』となるはず(交通量の多い・少ないに關係なく)です(福島県土木部土木工事標準積算基準I-2-②-7参照)。変更にて対応するのでしょうか。また、なぜ当初の積算の段階で施工地域補正が『補正なし』なの</p>	<p>① 土木工事積算標準基準に掲載はないが、施工時に路上路盤再生工と表層工、それぞれで瀝青材散布・砂養生を行えば変更で対応する。</p> <p>② 交通量等の現場状況を確認し、監督員と協議のうえ対応を検討する。 また、受注者の警察署との交通規制の協議結果により対応するため当初の積算では補正しない。</p>

かご教示下さい。

事務取扱／総務部財政課契約係

Tel 0243-55-5082 (直通)